

直通料コード	303615	都道府県	和歌山県	市町村	湯浅町	法人町民税領収証書	④
年月日	00930-2-960281	口座番号	番号	入力者	湯浅町会計管理者		
所在地及び法人名(法人課税係に係る受取法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村税の法人課税係に係る受取法人の名前を併記)							

◎この納付書は、3枚1組となっていますので、切り離さずに提出してください。

年 度	※ 勘 判	基 本 項 目 管 理番 号	年 度	※ 处 理	基 本 項 目 管 理番 号
年月日又は翌期征収年度			年月日又は翌期征収年度		
年 月 日 から	年 月 日 まで	中予勘定正定他()	年 月 日 から	年 月 日 まで	中予勘定正定他()
法人税割額 01	百 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		法人税割額 01	百 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
均 等 割 額 02			均 等 割 額 02		
延 滞 金 03			延 滞 金 03		
督 促 手 数 料 04			督 促 手 数 料 04		
合 計 額 05			合 計 額 05		
納 期 限	年 月 日	領 収 日	納 期 限	年 月 日	領 収 日
指 定 金 融 機 関 名 (印りまとめ店)	受付店→ 純陽銀行湯浅支店	印	指 定 金 融 機 関 名 (印りまとめ店)	受付店→ 大阪貯金事務センター	印
取 り ま し め 局	〒539-8794		上記のとおり納付します。(印判保管)	上記のとおり通知します。(印判保管)	

上記のとおり通知します。(印判保管)
上記のとおり納付します。(印判保管)

◎納付場所
湯浅町役場

湯浅町指定金融機関
・紀陽銀行 本・支店

湯浅町収納代理金融機関
・ありだ農業協同組合 湯浅支所
・近畿労働金庫 有田支店
・きのくに信用金庫 本・支店
・和歌山県信用漁業協同組合連合会 有田支店
・郵便局・ゆうちょ銀行（近畿2府4県）

本状の到達前に、既に納付済の場合は、事務整理上の行
違いですから、ご容赦ください。

◎延滞金・督促手数料について
・納期限までに納付されなかつた場合は、督促手数
料および延滞金を加算して納付しなければなりま
せん。督促手数料は、督促状が発送されてから納
付する場合は、1通につき100円が加算されます。
延滞金は、納期限の翌日から納付するまでの日数
に応じ、地方税法もしくは湯浅町税条例に基づく
額が加算されます。
・納期限までに税金を完納しないため、督促を受け
かつその督促状を発行した日から起算して10日を
経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納し
ない場合においては帶納処分（財産の差押え等）
を受けることになります。

◎納税証明が必要な方へ
納税証明書がすぐに入金されるまでに日数を要しますので、金
湯浅町に入金されるまでに日数を要しますので、金
融機関領印押印済みの領收証書を湯浅町までお持ち
ください。

◎お願い
住所を変更されたとき、または氏名等に漢字の誤り
があつた場合は、至急下記までご連絡ください。

〒643-0002
和歌山県有田郡湯浅町大字青木
668番地1

湯浅町役場 住民生活課 税務係
TEL:0737-64-1106 (税務係直通)